

平成 3 1 年

上尾市議会第 2 回臨時会議案

概 要

議 案 名

議案第 4 4 号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……	1
議案第 4 5 号	専決処分の承認を求めることについて……………	2
議案第 4 6 号	専決処分の承認を求めることについて……………	3

議案第 4 4 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について

(行政経営部市民税課)

1 提案理由	地方税法の改正に伴い、地方公共団体に対する寄附金のうち、個人の市民税に係る寄附金税額控除において特例控除の対象となるものの要件を改めるもの
2 内容	<p>地方税法が改正され、次に掲げる基準に適合する地方公共団体に限り、ふるさと納税（特例控除）の対象として総務大臣から指定されることに伴い、個人の市民税に係る寄附金税額控除に関する規定を改める。</p> <p>(1) 寄附金の募集を適正に実施すること。</p> <p>(2) 返礼品を送付する場合には、当該返礼品が次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 返礼品の返礼割合が3割以下であること。</p> <p>イ 返礼品が地場産品であること。</p> <p>※ ふるさと納税（特例控除）の対象となる寄附金であるかどうかの判定は、寄附金を支出したときに、その支出先の地方公共団体が総務大臣の指定を受けているかどうかにより行う。</p> <p>【令和2年度分の特例】</p> <p>令和元年6月1日前に地方公共団体に対して支出した寄附金については、全てふるさと納税（特例控除）の対象とする。</p>
3 施行期日	令和元年6月1日

議案第 4 5 号

専決処分の承認を求めることについて

(行政経営部市民税課)

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号）が平成 3 1 年 3 月 2 9 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市税条例等を改正する必要性が生じ、同月 3 1 日上尾市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

1 固定資産税及び都市計画税

地方税法の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税において地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の適用がある次の 4 項目について、特例措置の対象となる資産の取得期間を 2 年延長する。

- (1) 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における公共施設等
- (2) 企業主導型保育事業資産
- (3) 市民緑地
- (4) サービス付き高齢者向け住宅

2 軽自動車税

現行の軽自動車税が令和元年 1 0 月 1 日から軽自動車税の種別割に名称変更されることに伴い、現在の「軽自動車税」としての重課(※)の適用は、平成 3 1 年度分までとするよう改める。なお、重課は、「軽自動車税の種別割」において引き続き適用される。

※ 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して 1 4 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に対しては、標準税率に概ね 2 0 % 上乗せされた税率が適用されるもの。

3 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

議案第 4 6 号

専決処分の承認を求めることについて

(市民生活部保険年金課)

<p>1 提案理由</p>	<p>地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 1 年政令第 8 7 号）が平成 3 1 年 3 月 2 9 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、同月 3 1 日上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、承認を求めるもの</p>								
<p>2 内容</p>	<p>国民健康保険税の軽減措置（均等割額の 5 割軽減又は 2 割軽減）を受けることができる世帯の範囲を拡大するため、これらの軽減措置の対象となる世帯であるかどうかを判定する際に用いる所得の額を引き上げる。</p> <p>(1) 5 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を 2 8 万円（改正前 2 7 万 5, 0 0 0 円）に引き上げる。</p> <p>(2) 2 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を 5 1 万円（改正前 5 0 万円）に引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="517 1258 1428 1664"> <thead> <tr> <th>減額割合</th> <th>前年中の世帯の所得金額の合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 割</td> <td>3 3 万円以下 ※変更なし</td> </tr> <tr> <td>5 割</td> <td>3 3 万円 + (<u>2 8 万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下</td> </tr> <tr> <td>2 割</td> <td>3 3 万円 + (<u>5 1 万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 世帯主及び世帯に属する被保険者の前年中の所得金額の合計額がこの表の算式により計算した額以下である場合は、国民健康保険税の均等割額がこの表の区分により軽減される。</p>	減額割合	前年中の世帯の所得金額の合計額	7 割	3 3 万円以下 ※変更なし	5 割	3 3 万円 + (<u>2 8 万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下	2 割	3 3 万円 + (<u>5 1 万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下
減額割合	前年中の世帯の所得金額の合計額								
7 割	3 3 万円以下 ※変更なし								
5 割	3 3 万円 + (<u>2 8 万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下								
2 割	3 3 万円 + (<u>5 1 万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下								
<p>3 施行期日</p>	<p>平成 3 1 年 4 月 1 日</p>								

